

歩行者事故防止等ネットワーク協定書

一般社団法人岩手県タクシー協会（以下「甲」という。）及び岩手県警察（以下「乙」という。）は、歩行者を交通事故から守る活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の連携を強化し、歩行者の交通事故防止等に関する活動を推進することにより、運転者及び歩行者双方の交通安全意識の高揚を図るなど、安全で安心な岩手県の実現を目指すことを目的とする。

（推進事項）

第2条 前条の目的を達成するために、甲の会員事業者は、所属ドライバーを通じて、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 横断歩行者保護規定を遵守し、一般ドライバーの模範となる運転を実践する。
- (2) 乗客等に対して、事件・事故防止に関する声かけ等の広報啓発活動を実施する。
- (3) 道路上に寝ている、深夜に高齢者が徘徊しているなど、道路において危険な行動や、時間、場所から不自然な状況にあるなど、交通事故に遭遇する危険性が高い者を見かけた場合に、110番通報等の必要な措置を講ずる。

（乙の支援等）

第3条 乙は、甲が前条の活動を行うにあたり必要な資料や情報を提供して支援を行うとともに、甲の会員事業者のドライバーから通報を受けた場合は、速やかに適切な措置を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申し立てがないときは、有効期間満了日よりさらに1年間、同一条件にて延長されるものとし、以降もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた時は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年12月25日

甲 一般社団法人岩手県タクシー協会
会長

川崎 利治



乙 岩手県警察
交通部長

吉田 知明

